

北信地域障がい福祉自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者総合支援法の施行に伴い、北信地域における障害福祉計画の推進と障がい福祉サービスの適切な運用及び相談支援事業の適正かつ効果的な運営体制を確保するため、北信地域障がい福祉自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域における関係機関の活動及び情報の交換と研修に関すること
- (2) 地域における関係機関の業務及び活動を通じて課題となっている事項に関すること
- (3) 障害福祉計画の検討及び進捗状況の評価と提案に関すること
- (4) 相談支援事業の評価と指導に関すること
- (5) 地域啓発等の取組みに関すること
- (6) 関係自治体及び機関に協議会として提案等を行う事項に関すること
- (7) 北信圏域障害者差別解消支援地域協議会に関すること
- (8) その他、障害者総合支援法の円滑な推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる機関を以って組織する。

2 協議会委員は、別表1に掲げる機関から選任するものとする。

3 協議会には、市町村の会長及び副会長を各1名置き、市町村の委員が互選し、任期は1年とする。

(会議)

第4条 協議会は会長が召集し、主宰する。

2 会長は、必要に応じて協議会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会には、幹事会を設置する。

2 幹事会の幹事には、市町村及び北信保健福祉事務所の委員をもって充て、幹事の中から幹事長及び副幹事長を各1名選出する。

3 幹事会は、次に掲げる事項について調整又は検討を行う。

- (1) 相談支援事業所及び各部会からの提案要望事項
- (2) 各部会相互で連携、調整等必要な事項
- (3) 協議会で議題とすべき事項
- (4) その他、協議会の円滑な運営のために必要な事項

4 幹事会は、必要に応じて各部会の部会長、協議会の委員以外の者等に対し、幹事会への出席を求め、意見を聞くことができる。

5 幹事会は、課題について検討するための研究会、課題検討ワーキング等の組織を設置することができる。

(部会)

第6条 協議会には、必要に応じて部会を設置することができる。

2 各部会は協議会の承認のもとに設置し、委員の中から部会長を選出する。

- 3 各部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 各部会は、必要に応じて委員以外の者を部会員として招集することができる。
- 5 各部会は、各課題について調査又は検討のために、必要に応じて専門委員会、課題検討ワーキング等の組織を設置することができる。
- 6 各部会は、部会で検討すべき課題等の精査及び部会の運営方法等について検討し、部会運営を円滑に進めていくために、部会長、部会事務局及び部会委員若干名で構成される部会運営委員会を設置することとする。

(事務局)

第7条 協議会の運営のため、事務局を北信圏域障害者総合相談支援センターに置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会で別に定める。

附則 平成19年1月24日から施行する。

附則 平成21年5月28日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附則 平成22年5月31日から施行する。

附則 平成24年4月1日から施行する。

附則 平成25年5月31日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

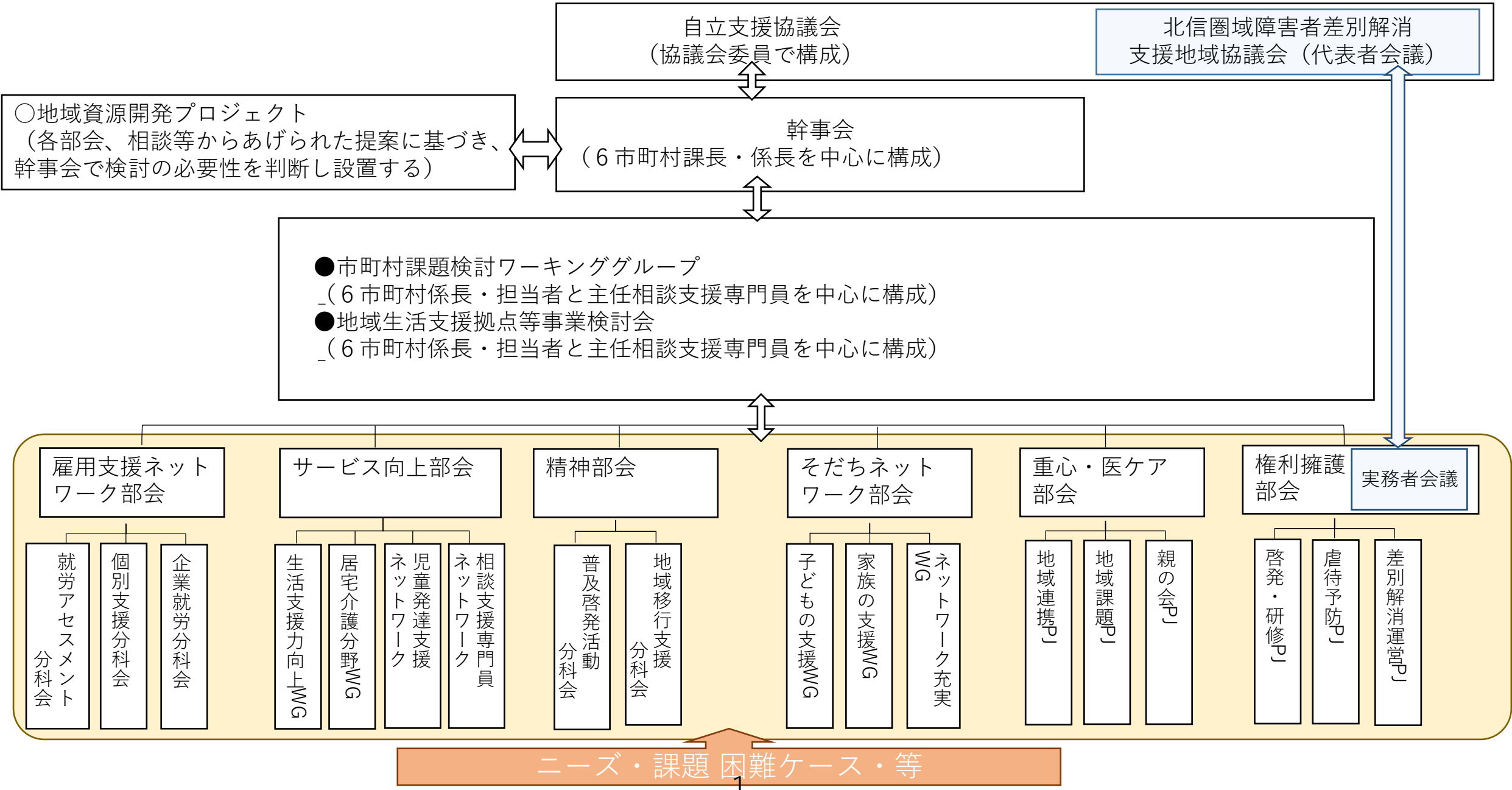
附則 平成26年5月29日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則 平成27年5月27日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則 平成30年11月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表 1		機 関 名
		飯山公共職業安定所
		0269-62-8609
		北信保健福祉事務所
		0269-62-3943
		北信地域振興局商工観光課
		0269-23-0219
		北信広域連合
		0269-38-5050
		北信総合病院
		0269-22-2151
		佐藤病院
		0269-38-3311
		飯山赤十字病院
		0269-62-4195
		飯山支援学校
		0269-67-2580
		中野市障害者当事者団体
		飯山市障害者当事者団体
		山ノ内町障害者当事者団体
		木島平村障害者当事者団体
		野沢温泉村障害者当事者団体
		栄村障害者当事者団体
		(福)中野市社会福祉協議会
		0269-26-3111
		(福)飯山市社会福祉協議会
		0269-62-2840
		(福)山ノ内町社会福祉協議会
		0269-33-1105
		(福)木島平村社会福祉協議会
		0269-82-4888
		(福)野沢温泉村社会福祉協議会
		0269-85-4347
		(福)栄村社会福祉協議会
		0269-87-3450
		(福)高水福祉会
		0269-34-6120
新		(福)森と木
		026-259-9970
		(有)マシマ建装
		0269-54-0719
		(NPO法人)ここから
		0269-67-0378
		(株)Fungus ファンガス
		0269-38-1127
		(株)アルビスファーム信州なかの
		0269-24-5011
		(株)フジすまいるファーム飯山
		0269-69-2055
		(株)ながでんウェルネス
		0269-38-1488
		(株)ひふみ 中野たかおか教室
		0269-38-0258
		(株)ネクサス
		080-2391-0719
新		(株)STAYGOLD
		0269-38-0181
		(同)サンワーク
		0269-38-0507
		(一社)きぼう
		0269-87-2950
		(一社)たむろ処
		080-6589-2277
		(一社)信州子育てみらいネット
		026-262-1572
		(NPO法人)北信ふくしMねっと
		0269-26-2266
		リーガルサポートながの
		026-232-7492
		ばあとなあながの北信支部
		中野市民生児童委員協議会
		0269-22-2111
		飯山市民生児童委員協議会
		0269-62-3111
		山ノ内町民生児童委員協議会
		0269-33-3116
		木島平村民生児童委員協議会
		0269-82-3111
		野沢温泉村民生児童委員協議会
		0269-85-3112
		栄村民生児童委員協議会
		0269-87-3111
	実	中野市
	施	飯山市
	主	山ノ内町
	体	木島平村
		野沢温泉村
		栄村
		0269-22-2111
		0269-62-3111
		0269-33-3116
		0269-82-3111
		0269-85-3112
		0269-87-3111
事務局		北信圏域障害者総合相談支援センター
		0269-38-0774

令和8年度北信地域障がい福祉自立支援協議会組織図



北信圏域障害者差別解消支援地域協議会について

※自立支援協議会の会長・副会長が、差別解消協議会の会長・副会長を兼ねる

	構成委員	取組内容
代表者会議	<p>北信地域障がい福祉 自立支援協議会の構成委員 + 実務者会議の代表者</p>	<p>運営方針の決定等、地域協議会運営の軸。</p>
実務者会議	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援協議会副会長（実務者会議の長） ・市町村 ・北信福祉事務所 ・権利擁護センター ・社会福祉協議会 ・サービス提供事業所 ・総合相談支援センター（基幹相談） ・法律問題に関して優れた見識を有する者 <p>※必要に応じて、上記以外の関係機関、専門的な知識を有す者等を招集。</p> <p>※必要に応じて、「長野県障害者虐待防止・差別解消連携会議」から意見を求める。</p> <p>※コンパクトな構成で運営することで、組織の形骸化を避け、主体的な運営を可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者差別に関する事案や取り組みの共有・分析に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・圏域内外における障がい者差別に関する事案の収集 ・事例集の作成 ・個別事案の研究・分析 ○障がい者差別解消のための広報・啓発に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料（チラシ等）の作成 ・イベント時等の差別解消に関連する啓発活動 ○障がい者差別解消のための研修に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・事案を基にした差別解消のための研修会の開催 ・差別解消に向けた研修会等における講師の派遣 ○その他、障がい者差別解消に関し必要な事項 <p>※紛争解決機能は持たない。</p>

部会名	目的	部会長	構成機関	事務局	令和8年度の主な活動内容
雇用支援ネットワーク部会	障がい者の企業への就職と職場定着をより一層進めていくための、関係機関による連携協力体制の構築を目指す。自分に合った働き方が選択でき、実現しやすい地域づくりを推進するため、地域情勢・労働情勢に沿った就労支援の在り方について、圏域としての協議を進める。	ふっくら工房ふるさと 小林 和夫	飯山公共職業安定所、北信保健福祉事務所、北信地域振興局商工観光課、長野地域振興局総務監理課、長野県地域就労支援センター、長野技術専門学校、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、飯山支援学校、中野社会就労センター、ばーむぼいす、まいさぼ中野、まいさぼ飯山、アルビスファーム信州なかの、フジすまいるファーム飯山、ふっくら工房ふるさと、未来工房つむぎ、びあワーク、マッシュルーム、ももの木、クローバー、つくしの家、相談支援事業所	市村 湯本 内田 宮崎	<ul style="list-style-type: none"> ●圏域内において「就労選択支援事業」を担う事業所の設立に向け、必要な取組を速やかに実施していくための協議を継続する。県自立支援協議会及び県就労支援部会との連絡等を密に行い、他圏域の実施状況等を確認しながら年度末までの設立を目指す。 ●事業所間の連携を通じて「支援課題」や「事業収益」等に関わる協議や研修等を個別支援委員会等で行い、課題の整理を行う。 ●一般就労へのニーズ、また雇用事業主側の支援ニーズに対応するための「支援力」の向上のための各種取組を行う。
サービス向上部会	地域における支援の質の向上と人材育成を進めるとともに、事業所や支援者同士が互いの機能や特色を理解し、それぞれの役割を意識しながら連携できる地域づくりを進めることを目的とする。あわせて、実践から見えてきた地域課題の把握・整理・提案を通じて、支援体制の構築につなげていく。	たむろ処 安藤 嘉	北信保健福祉事務所、中野ポルカ、メゾふぉるて、ひふみ、北信圏域障害者生活支援センター、中野市社協、飯山市社協、山ノ内町社協、木島平村社協、野沢温泉村社協、栄村社協、むぎとはな、青りんご、ケアホーム希望、ここから、のぞみの郷高社、常岩の里ながみね、びーす、きぼう、たむろ処、傳習館、みらいく、はんど、木の实、相談支援事業所	市村 樋口 滝澤	<ul style="list-style-type: none"> ●「生活支援力向上WG」「居宅介護支援WG」「児童発達支援NW」の3グループに分かれ、支援力向上に向けた事例検討や情報共有等を行っていく。加えて、市町村課題検討WGからの提案を踏まえ、相談支援体制の強化を目的とした相談支援専門員によるネットワークを位置づけ、相談支援体制の強化や地域連携の在り方について検討を進める。相談支援に関する課題を継続的に協議できる体制づくりを目指す。 ●令和7年度に実施した福祉分野で働く若手職員向け研修会で得られた意見や課題を踏まえ、令和8年度は管理者を対象とした研修会の実施について検討し、職場環境の改善や人材定着につながる取組を進めていく。
精神部会	精神障がいの方が、住み慣れた地域を拠点とし、ご本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉等で連携して支援が行える体制を構築していく。更に啓発活動等を行い、安心して暮らし続けていける地域づくりを目指す。	野沢温泉村民生課 鴨井 美智恵	北信保健福祉事務所、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、北信総合病院、佐藤病院、ケアホーム希望、りんごの木、デイホームこころ、NPOここから わっこ、クローバー、飯山市地域活動支援センター、つくしの家、訪問看ステーション、北信圏域障害者生活支援センター、相談支援事業所	市村 滝澤	<ul style="list-style-type: none"> ●精神部会では、引き続き精神障がいのある方の地域移行および地域定着支援を重要なテーマとして取組を進めていく。令和8年度は、地域定着の観点および入院を未然に防ぐ予防的支援を目的として、相談支援体制の強化やピアサポーターの養成・役割等について検討を進め、支援体制の充実を図っていく。 ●また、病院から地域移行に向けたケース情報を受け、部会としても当該ケースをもとに協議を行い、関係機関と連携しながら地域移行に向けた支援を進めていく。
そだちネットワーク部会	様々な障がいや困り感を持っている子ども及び家族の気持ちに寄り添いながら、子どもや家族を支える地域の関係機関の連携体制を構築していく事を目的とする。	飯山支援学校 渡邊 和幸	北信保健福祉事務所、飯山支援学校、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、中野市教育委員会、飯山市教育委員会、山ノ内町教育委員会、木島平村教育委員会、児童養護施設いいやま、相談支援事業所	市村 坂爪 渡田 小野	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい支援フォーラムとして、昨年度に完成した啓発動画に関するリーフレットを活用し、YouTube配信を行うとともに、啓発の具体的な場や方法について検討を進めていく。 ●教育相談の場において、保護者による特別支援学級への正しい理解と、本人自身の自己理解の促進を図り、主体的な進学につながるよう、合意形成に向けた工夫や伝え方について協議を進めていく。 ●子どもの発達特性の有無にかかわらず、ポピュレーションアプローチの視点を踏まえ、幅広く子どもや家庭を支えていくことを目指し、協議を進めていく。 ●義務教育終了後の相談支援体制の強化に向け、相談先等を整理したリーフレットの作成を行うとともに、義務教育終了前の段階からの啓発機会や啓発ツールの開発に向けた協議を進めていく。 ●障がい児支援体制における中核機能の整備などの社会動向、福祉事業所との連携の進展などを踏まえ、より効果的な部会の運営に向け部会の編成に向けても検討を進めていく。
重心・医ケア部会	北信圏域に住む医療的ケアが必要な障がい児等とその家族が抱える実態や支援体制の現状と課題を把握し、支援を行う関係機関が連携してその課題解決に取り組むことにより、医療的ケアが必要な障がい児等が地域で安心して暮らしていくことができる体制を構築する。	中野市健康づくり課 小林 南菜	長野県医療的ケア児等支援センター、北信保健福祉事務所、北信総合病院、新生病院、東長野病院、飯山支援学校、中野市、飯山市、かすたねっと、ゆきんこ園、みらいく、木の实、相談支援事業所	市村 町田 滝澤	<p>以下の3点を柱として課題検討を行い、医療的ケアが必要な児者とその家族を地域全体で支える体制づくりを進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域連携 医療・保健・福祉が連携し、退院後も切れ目のない支援が行えるよう、県立こども病院との連携について引き続き検討を進める。あわせて、退院時ガイドブックの改定に向け、当事者や関係機関の意見を踏まえた内容整理を行う。 ●地域課題 医療的ケアが必要な方が利用できる事業所の不足について検討を行う。特に、医療的ケア児者を受け入れる事業所の確保は喫緊の課題であることから、関係機関と連携しながら対応策について検討を進める。 ●親の会 医療的ケア児を育てる保護者を対象とした親の会「ほくしん」という会を開催し、保護者同士のつながりづくりや情報交換の場を確保する。あわせて、会の中で寄せられた困り感や要望をもとに地域課題の抽出を行い、部会での検討内容を定期的にフィードバックしていく。
権利擁護部会	障がい者、高齢者等の権利をどう支えていくかについて、幅広い観点から、関係機関の連携協力体制を強化していく中で、誰もが住みやすい街づくりを目指していく。	山ノ内町健康福祉課 北原 麻貴	北信保健福祉事務所、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、中野市社協、飯山市社協、山ノ内町社協、木島平村社協、野沢温泉村社協、栄村社協、ひまわり長野、リーガルサポートながの、ばあとなあながの北信支部、北信圏域権利擁護センター、のぞみの郷高社、常岩の里ながみね、クローバー、相談支援事業所	市村 高山 滝澤	<ul style="list-style-type: none"> ●3つのPJで連携しながら活動を行っていく。 ①啓発・研修PJ…「権利擁護」をわかりやすく伝えていくための活動を継続する。 ②虐待予防PJ…虐待を予防するための取り組みについて検討していく。 ③差別解消運営PJ…差別解消支援地域協議会の内容等について地域の実情を見ながら検討していく。 ●差別解消支援地域協議会(実務者会議)
幹事会	北信圏域の障がい福祉の現状と課題を踏まえながら、地域に必要とされる取り組みや施策の実現にむけて、さまざまな検討協議を行う。また、協議会が円滑かつ効果的に機能するための検討協議を行うことを目的とする。	中野市福祉課 江本 一視	北信保健福祉事務所、中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村、主任相談支援専門員(市町村課題検討WG)	市村 湯本 渡田 滝澤	<ul style="list-style-type: none"> ●幹事会 相談支援専門員および各部会等からの報告を受け、地域課題の整理・検討を継続する。あわせて、第7期障害福祉計画の推進および第8期障害福祉計画の策定を行うとともに、協議会が円滑かつ効果的に機能するための運営方法等について検討を進めていく。 ●市町村課題検討WG/地域生活支援拠点等事業検討会 ・地域生活支援拠点等事業の整備・拡充に向けた検討を行うとともに、相談支援専門員や各部会との連携を強化し、地域課題の共有・検討を進める。 ・幹事会と連携し第7期障害福祉計画の進捗管理および第8期障害福祉計画の策定に取り組む。
協議会	北信圏域の障がい福祉にかかわる関係機関の連携と協力を構築し、地域の障がい福祉の更なる向上を目指すことを目的とする。	中野市福祉課 江本 一視	別紙構成機関	市村 湯本 渡田 滝澤	<ul style="list-style-type: none"> ●北信地域障がい福祉自立支援協議会 ・障害福祉計画の進捗管理 ・各部会の活動報告 ・長野県自立支援協議会との連動 ●差別解消支援地域協議会(代表者会議) ・実務者会議の活動報告

10 北信圏域障害福祉計画・障害児福祉計画

(圏域構成市町村：中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村)

資料4

1 現状

(R5.5.1 時点)

圏域内総人口(R5.4.1)	79,294 人
身体障がい者・児数(R5.3 末)	3,685 人
知的障がい者・児数(R5.3 末)	847 人
精神障がい者・児数(R5.3 末)	1,111 人
重症心身障がい者・児数(R5.3 末)	257 人
小児慢性特定疾病医療費受給者数(R5.3 末)	65 人
特定医療費等受給者数(R5.3 末)	703 人
発達障がいと診断・判定を受けた児童生徒数(小中学校)(R5.8 末)	241 人
医療的ケア児数(R5.9)	18 人

小学校	20 校
中学校	10 校
義務教育学校	0 校
特別支援学校	1 校
小学部	19 人
中学部	16 人
高等部	33 人
うち訪問教育対応者	1 人
うち重度重複学級在学者	5 人

※障がい者・児数は、手帳所持者

2 特性・施策の方向性等

北信圏域は、『障がい者の意思に基づき、暮らしたい場所で暮らしたい人と、その人らしく、生き活きと、安心して暮らせる地域づくり』の実現のために、次の施策等を積極的に進めていきます。

- 精神科病院から暮らしたい場所で生活するため、地域生活支援の取組として相談体制、就労支援等を進めます。
- 地域で安心して暮らせるために、地域生活支援拠点等の機能の充実を行い、潜在的な要支援者への早期介入に取り組み、生活圏域で安心して暮らせるように地域包括ケアシステムの構築に繋げていきます。
- 障がい児及び家族の支援のために行政・教育・医療等、他機関との連携体制の強化を行います。
- 基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援体制を構築し人材育成に繋げていきます。
- 障がい者の差別解消や虐待防止等に積極的に取り組みます。

3 成果目標

目標項目	基準となる数値	目標割合	目標値(8年度末)
施設入所者の地域生活への移行者数	87 人(R4年度未入所者数)	のうち 10.3%	9人移行
施設入所者の減少数	87 人(R4年度未入所者数)	のうち 13.8%	12人減少
福祉施設から一般就労への移行者数	9人(R3年度)	の 1.43 倍増	10人移行
就労移行支援から一般就労への移行者数	3人(R3年度)	の 1倍増	3人移行
就労継続支援A型から一般就労への移行者数	0人(R3年度)		1人移行
就労継続支援B型から一般就労への移行者数	5 人(R3年度)	の 0.8 倍増	4人移行
目標項目	目標内容		
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所割合	0%		
就労定着支援事業の利用者数	1 人(R3 年度)の 1.0 倍増 → 1 人		
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所割合	0箇所(0%)		
地域生活支援支援拠点等の整備	整備数 1 箇所 コーディネーターの配置人数 2 人 運用状況の検証等 年 12 回		
強度行動障害を有する者への支援体制整備	自立支援協議会各部会活動等によりニーズを把握し、圏域(各市町村)で支援体制を整備		
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築	保育や教育、医療、福祉が、1 つのチームとして機能するように連携体制の強化		
児童発達支援センターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターは1か所設置予定 ・保育所等訪問支援の利用、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の確保は、圏域内の全市町村で利用できる体制を整備済 		
保育所等訪問支援を利用できる体制を構築			
主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保			
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保			
医療的ケア児等支援のための協議の場の設置とコーディネーターの配置	圏域単位で設置 コーディネーター 2 人配置		
基幹相談支援センターの設置	圏域で設置		

4 活動指標及び基盤整備

(年度)

(年度)

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)	
居宅介護	時間分	999	978	983	988	
重度訪問介護		0	30	30	30	
同行援護		39	39	39	39	
行動援護		982	952	962	972	
重度包括支援		0	0	0	0	
生活介護	人日分	3,108	3,104	3,110	3,116	
うち重度障がい者	人分	67	68	68	68	
自立訓練(機能訓練)	人日分	101	62	62	62	
自立訓練(生活訓練)	人日分	131	152	152	152	
うち精神障がい者	人分	7	7	7	7	
就労選択支援	人分	—	—	2	2	
就労移行支援	人日分	131	142	142	142	
就労継続支援(A型)		628	689	726	843	
就労継続支援(B型)		4,832	5,107	5,107	5,122	
就労定着支援	人分	4	3	3	3	
療養介護	人分	19	19	19	19	
短期入所(福祉型)	人日分	342	361	361	366	
うち重度障がい者	人分	5	4	4	4	
短期入所(医療型)	人日分	1	1	1	1	
うち重度障がい者	人分	1	1	1	1	
自立生活援助	人分	0	1	1	1	
うち精神障がい者		0	0	0	0	
共同生活援助		156	163	165	166	
うち日中サービス 支援型共同生活援助		9	11	11	12	
うち精神障がい者		63	65	65	66	
うち重度障がい者	12	13	13	13		
地域生活支援拠点等 (※3)	箇所 回数	1	1	1	1	
	回数	2	2	2	2	
	回数	12	12	12	12	
施設入所支援	人分	94	89	85	84	
計画相談支援		245	259	261	263	
地域移行支援		0	2	2	2	
うち精神障がい者		0	1	1	1	
地域定着支援		24	25	25	25	
うち精神障がい者		12	12	12	12	
児童発達支援		人日分	30	66	70	74
放課後等デイサービス			986	1,049	1,136	1,198
保育所等訪問支援			19	34	35	35
居宅訪問型児童発達支援		人日分	1	1	1	1
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0	
医療型障害児入所施設		2	2	1	1	
障害児相談支援		33	43	45	45	

活動指標 サービス名(※1)	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
医療的ケア児等コーディネータ ー配置人数	人	2	2	2	2
ペアレントトレーニング等の受講 者数(※4)	人/年	0	0	0	0
ペアレントトレーニング等の実施 者数(※4)		0	0	0	0
ペアレントメンターの人数(※4)		4	5	5	5
ピアサポート活動への参加人数(※4)	人	0	0	0	0

(年度)

基盤整備 サービス名	単位	R4 (実績)	R6 (見込)	R7 (見込)	R8 (見込)
生活介護	事業所数	8	8	8	8
自立訓練(機能訓練)		0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)		1	1	1	1
就労選択支援		—	—	0	0
就労移行支援		0	0	0	0
就労継続支援(A型)		2	2	2	2
就労継続支援(B型)		7	7	8	8
就労定着支援		0	0	0	0
療養介護		0	0	0	0
短期入所(福祉型)		5	5	3	3
短期入所(医療型)		0	0	0	0
自立生活援助		1	1	1	1
共同生活援助		住居数	27	28	29
うち日中サービス 支援型共同生活援助	0		0	0	0
施設入所支援	事業所数	2	2	2	2
特定相談支援		7	7	7	7
一般相談支援 (地域移行支援)		6	6	6	6
一般相談支援 (地域定着支援)		6	6	6	6
児童発達支援		3	4	4	4
放課後等デイサービス		6	7	7	7
保育所等訪問支援		2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援		0	0	0	0
福祉型障害児入所施設		0	0	0	0
医療型障害児入所施設		0	0	0	0
障害児相談支援	7	7	7	7	

- ※1 活動指標 サービス名:市町村での支給決定量等を基本とした1月当たりのサービス量
- ※2 活動指標 人日分:1人の1月当たりのサービス利用日数を算出し、利用者全員分を合計したサービス量
- ※3 地域生活支援拠点等の箇所数、コーディネーターの配置人数、1年間の検証等の回数
- ※4 発達障がい者等及びその家族への支援として1年間に見込む人数

第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画と自立支援協議会等との連動

※障害福祉計画成果目標 ①施設入所者の地域生活への移行 ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ③地域生活支援の充実 ④福祉施設から一般就労への移行等 ⑤障害児支援他の提供体制の整備等
⑥相談支援体制の充実・強化等 ⑦障がい福祉サービス等の質の向上

北信圏域の特性・施策の方向性等	※成果目標	課題と活動内容等
精神科病院から暮らしたい場所で生活するため、地域生活支援の取組として相談体制、就労支援等を進めます。 連携が考えられる部会等 ・地域生活支援拠点等検討会 ・雇用支援ネットワーク部会 ・精神部会 ・就業・生活支援センター	① ② ③ ④	○主な活動内容 ・雇用支援ネットワーク部会では、令和 8 年度は、他圏域の就労選択支援事業所によるサービス提供を当面の対応として活用しながら、圏域内における事業所の確保を進めるとともに、飯山支援学校（旧飯山養護学校）や相談支援専門員と連携し、圏域内における就労アセスメント体制の構築に向けた検討を進めます。 ・精神部会では、精神科病院のソーシャルワーカーからの情報を基に、年度当初に地域における地域移行の目標者数を共有するとともに、具体的な退院支援に向けた事例検討を実施し、地域移行支援の取組を進めます。 ○令和 8 年度の進捗
地域で安心して暮らせるために、地域生活支援拠点等の機能の充実を行い、潜在的要支援者への早期介入に取り組み、生活圏域で安心して暮らせるように地域包括ケアシステムの構築に繋げていきます。 連携が考えられる部会等 ・地域生活支援拠点等検討会 ・精神部会	② ③	○主な活動内容 ・地域生活支援拠点等検討会では、令和 9 年度以降の体制を見据え、令和 8 年度は地域あんしん Co 業務の一部であるコーディネーター機能を担う相談支援専門員からの実績や課題、ニーズの報告を踏まえ、地域生活支援拠点等の 5 つの機能の充実に向けた検討を進めます。また、想定される緊急時の対応や地域生活の継続の観点から、障害福祉サービスの体験利用や利用方法等について、圏域としての整理・確認を行います。 ・精神部会では、病院から地域へ移行した後の地域定着支援や、長期入院を未然に防ぐ観点から、入院前の段階から地域の支援者が継続的に関わる予防的支援の取組について検討を進めます。また、地域の人的資源となるピアサポーターについて情報収集を行い、担い手の確保や活用について検討を進めます。 ○令和 8 年度の進捗
障がい児及び家族の支援のために行政・教育・医療等、他機関との連携体制の強化を行います。 連携が考えられる部会等 ・そだちネットワーク部会 ・サービス向上部会 ・重心・医ケア部会	⑤	○主な活動内容 ・そだちネットワーク部会では、教育・保健・福祉の連携強化に取り組んでおり、飯山支援学校特別支援連携協議会や北信地域発達障がい診療地域連絡会とも連動しながら、地域の支援体制の基盤として活動を進めていきます。 ・サービス向上部会では、北信圏域児童発達支援ネットワーク（通称：きっずねっと）において、情報共有や事例検討を通じて、圏域内の障害児福祉サービスの質の向上を図ります。また、療育が必要な方に必要な支援が適切に届く体制の構築を目指し、サービス利用までの相談支援の仕組みや事業所間連携の在り方について検討を進めます。 ・重心・医ケア部会では、医療的ケア児者の受け入れ事業所の確保に向けた検討を進めます。そのため、医療的ケア児等の保護者を対象とした「ほくしん・といろの会」を通じてニーズの把握を行うとともに、医療的ケア児等コーディネーターや長野県医療的ケア児等支援センターと連携しながら、地域全体で支える体制づくりに向けた取組を進めます。 ・市町村課題検討 WG では、第 3 期障害児福祉計画の推進に向け、児童発達支援センターの中核機能の整備や既存体制の見直しについて検討を進めます。また、療育コーディネーターと連携しながら各市町村こども家庭センターへのヒアリングを実施し、圏域としての支援体制の在り方について整理・検討を進めます。 ○令和 8 年度の進捗
基幹相談支援センターの機能を充実させ、地域の相談支援体制を構築し人材育成に繋げていきます。 連携が考えられる部会等 ・基幹相談センター ・サービス向上部会	⑥	○主な活動内容 ・基幹相談支援センターでは、専門的な相談支援の実施をはじめ、圏域内の主任相談支援専門員と連携し、地域の相談支援事業所に対する助言や後方支援を行うとともに、地域全体の相談支援体制の強化に取り組みます。また、困難事例への対応や支援方針の整理を通じて、支援の質の向上と人材育成の両面から取組を進めます。令和 8 年度は、相談支援事業所に限らず障害福祉サービス事業所等への巡回訪問を実施し、地域課題やニーズの把握を行うとともに、困難事例への後方支援を行います。 ・サービス向上部会では、相談支援体制の強化や人材育成を目的として、令和 8 年度から相談支援専門員によるネットワークを新たに設置し、相談支援専門員同士の情報共有や事例検討等の取組を進めます。また、昨年度まで地域あんしん Co が担っていた相談支援コーディネーター機能の一部を担う相談支援専門員からの実績やニーズ、課題を集約し、市町村課題検討 WG や各部会へつなぐ役割を担うことで、地域課題の共有と体制整備につなげます ○令和 8 年度の進捗
障がい者の差別解消や虐待防止等に積極的に取り組みます。 連携が考えられる部会等 ・権利擁護部会 ・サービス向上部会	⑦	○主な活動内容 ・権利擁護部会では、障がい者虐待防止、成年後見制度、合理的配慮、差別解消などに関する周知・啓発活動を継続し、支援者をはじめとする関係者の権利擁護に対する意識向上を図ります。 ・サービス向上部会では、「暮らしの場」「ヘルパー」「児童」「相談」などをテーマにしたグループワークを通じて、現場の課題や日々の業務における困りごとを共有し、それぞれの事業所における支援の質の向上を目指します。こうした取り組みを通じて、風通しがよく、虐待が発生しにくい地域づくりを進めていきます。 ○令和 8 年度の進捗

令和 8 年度 各部会活動計画

— 目 次 —

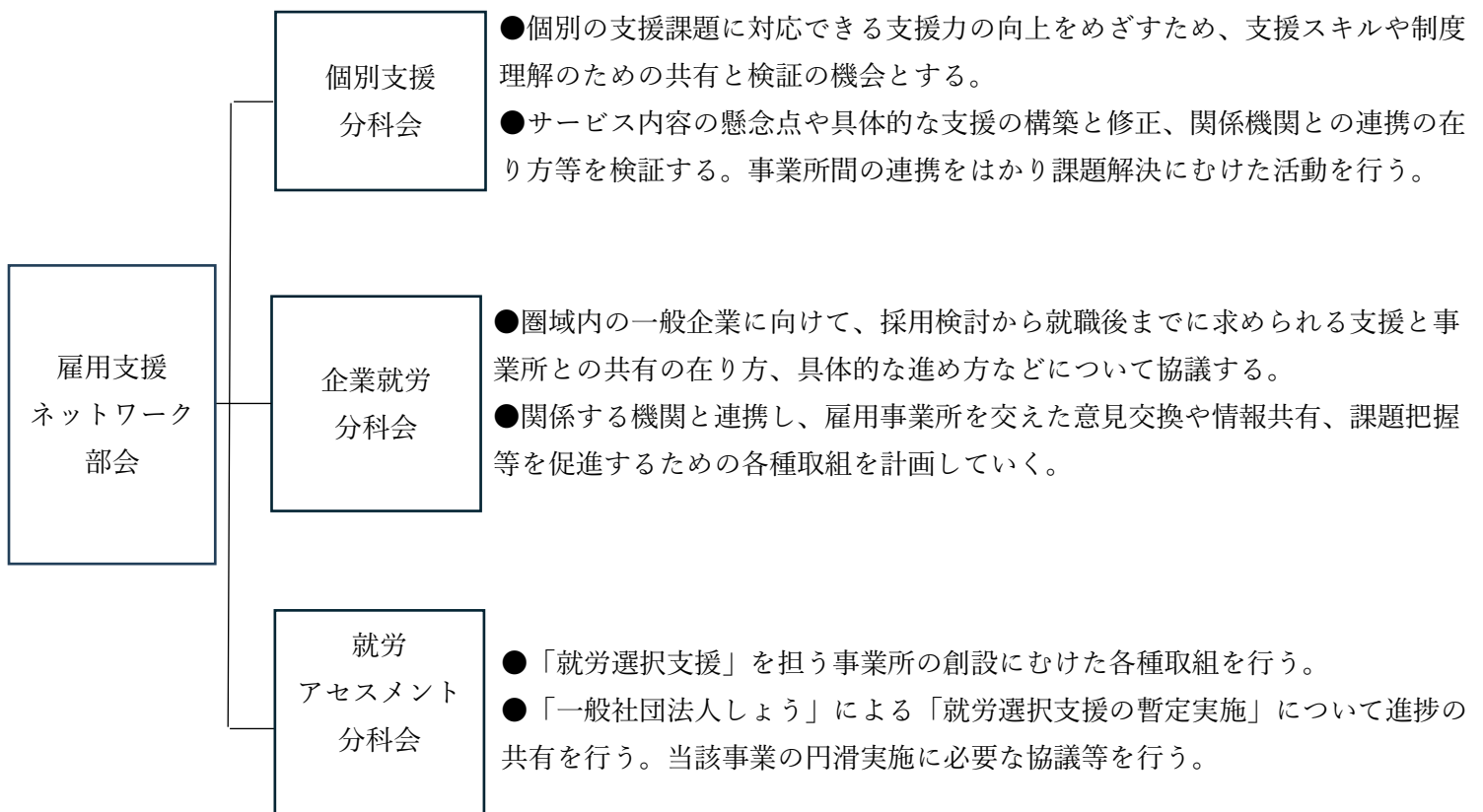
1. 雇用支援ネットワーク部会	1
2. サービス向上部会	4
3. 精神部会	6
4. そだちネットワーク部会	8
5. 重心・医ケア部会	12
6. 権利擁護部会	14
7. 幹事会	16

1、雇用支援ネットワーク部会

目的

障がい者の企業への就職と職場定着をより一層進めていくための、関係機関による連携協力体制の構築を目指す。自分に合った働き方が選択でき、実現しやすい地域づくりを推進するため、地域情勢・労働情勢に沿った就労支援の在り方について、圏域としての協議を進める。

活動状況



雇用支援ネットワーク部会 名簿

所属	機関名	職名	氏名
部会長	ふっくら工房ふるさと・未来工房つむぎ	所長	小林 和夫
副部会長	北信保健福祉事務所福祉課	主任	大川 詩織
個別支援委員長	つくりの家	サービス管理責任者	小林 真美恵
企業就労委員長	飯山公共職業安定所	雇用指導官	堀田 幸代
就労アセスメント委員長	中野市福祉課	社会福祉士	塩野入 紗耶香
部会員	北信地域振興局商工観光課	主事	中村 凌輔
	北信地域振興局総務管理課	障がい者活躍サポーター	佐々木 二花
	長野技術専門学校管理課	障がい者職業訓練コーチ	山口 紀恵
	長野技術専門学校管理課	障がい者職業訓練コーチ	堀内 洋子
	長野県飯山支援学校	進路指導主事	小林 千佳
	信大付属特別支援学校	進路指導	松本 瑛右
	特別支援学校就労コーディネーター	就労コーディネーター	平岩 昭二
	中野市福祉課	課長補佐 兼 障がい福祉係長	武田 隆子
	飯山市保健福祉課	障がい福祉係長	小野沢 崇
	山ノ内町健康福祉課	福祉係長	養田 武
	木島平村民生課	健康福祉係長	祢津 健彦
	野沢温泉村民生課	福祉係長	野中 千晴
	栄村民生課	健康支援係長	樋口 祐介
	中野市生活就労支援センター まいさほ中野	主任相談支援員	神田 秀一
	飯山市生活就労支援センターまいさほ飯山	主任相談支援員	佐藤 優季子
	中野市障がい児者相談支援事業所ふたば	相談支援専門員	清水 佳寿恵
	相談支援事業所 よろこび	相談支援専門員	池田 裕佳
	児童発達支援センターみらいく	相談支援専門員	徳竹 かず美
	未来工房つむぎ(計画相談)	相談支援専門員	湯本 孝
	未来工房つむぎ(計画相談)	相談支援専門員	相澤 良紀
	中野市社会就労センター	所長	神田 幸一
	中野市びあワーク	サービス管理責任者	三井 涼恵
	マッシュルーム	支援員	小林 かずみ
	(株)フジすまいるファーム飯山	サービス管理責任者	柳 正彦
(株)アルビスファーム信州なかの	サービス管理責任者	松永 剛一	

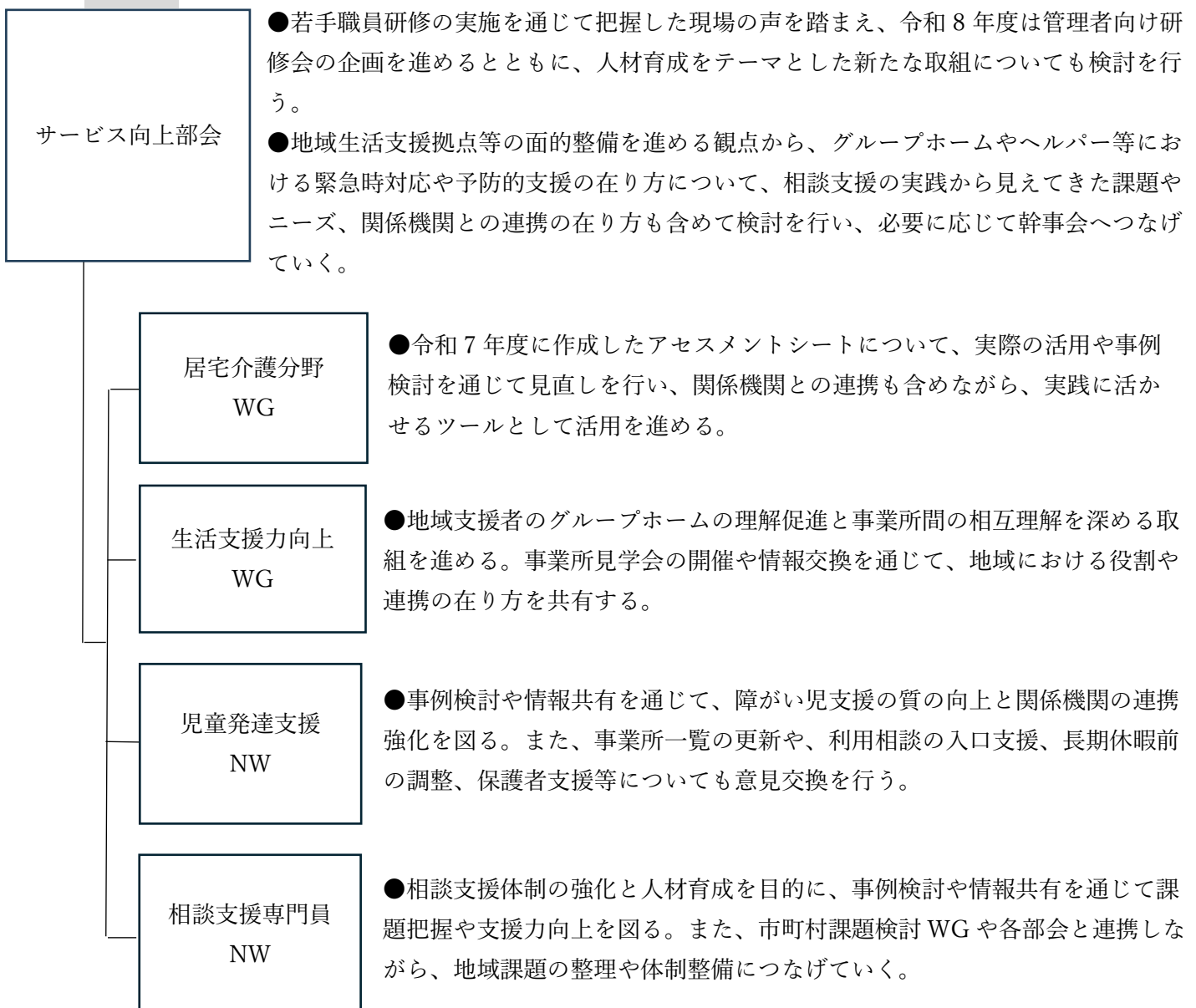
	ももの木	職業指導員	富岡 美保
	クローバー就労支援事業所	目標工賃達成指導員	小橋 茜
	ふっくら工房ふるさと	サービス管理責任者	宮崎 由美子
	未来工房つむぎ就労継続B型	サービス管理責任者	丸山 大地
	北信圏域障害者総合相談支援センター	相談支援専門員	市村 綾子
	北信圏域障害者総合相談支援センター	相談支援員	滝澤 知紘
北信地域障がい福祉自立支援協議会 雇用支援ネットワーク部会 事務局 (ほくしん圏域障害者就業・生活支援センター)		主任就業支援ワーカー	湯本 精一
		就業支援ワーカー	内田 瞳
		生活支援ワーカー	宮崎 遥奈

2、サービス向上部会

目的

地域における支援の質の向上と人材育成を進めるとともに、事業所や支援者同士が互いの機能や特色を理解し、それぞれの役割を意識しながら連携できる地域づくりを進めることを目的とする。あわせて、実践から見えてきた地域課題の把握・整理・提案を通じて、支援体制の構築につなげていく。

活動状況



構成名簿

区分	所属名	職名	氏名
行政機関	北信保健福祉事務所福祉課	主事	佐藤 光
	中野市福祉課障がい福祉係	保健師	外山 さつき
	山ノ内町健康福祉課福祉係	社会福祉士	山崎 秋子
居宅介護 WG	たむろ処	代表	安藤 嘉
	北信圏域障害者生活支援センター	センター長	中島 知幸
		サービス提供責任者	坂口 梨華
生活支援力向上 WG	むぎとはな	管理者	綿谷 元恵
	傳習館	サービス管理責任者	山田 紗弓
児童発達支援 NW	ひふみ中野たかおか教室	施設長	増田 美和
	児童発達支援センターみらいく	児童発達支援管理責任者	春日 愛斗
相談支援 専門員 NW	ながでんハートネット カラー'S 中野	主任相談支援専門員	富井 由美

各 WG/NW 参画機関

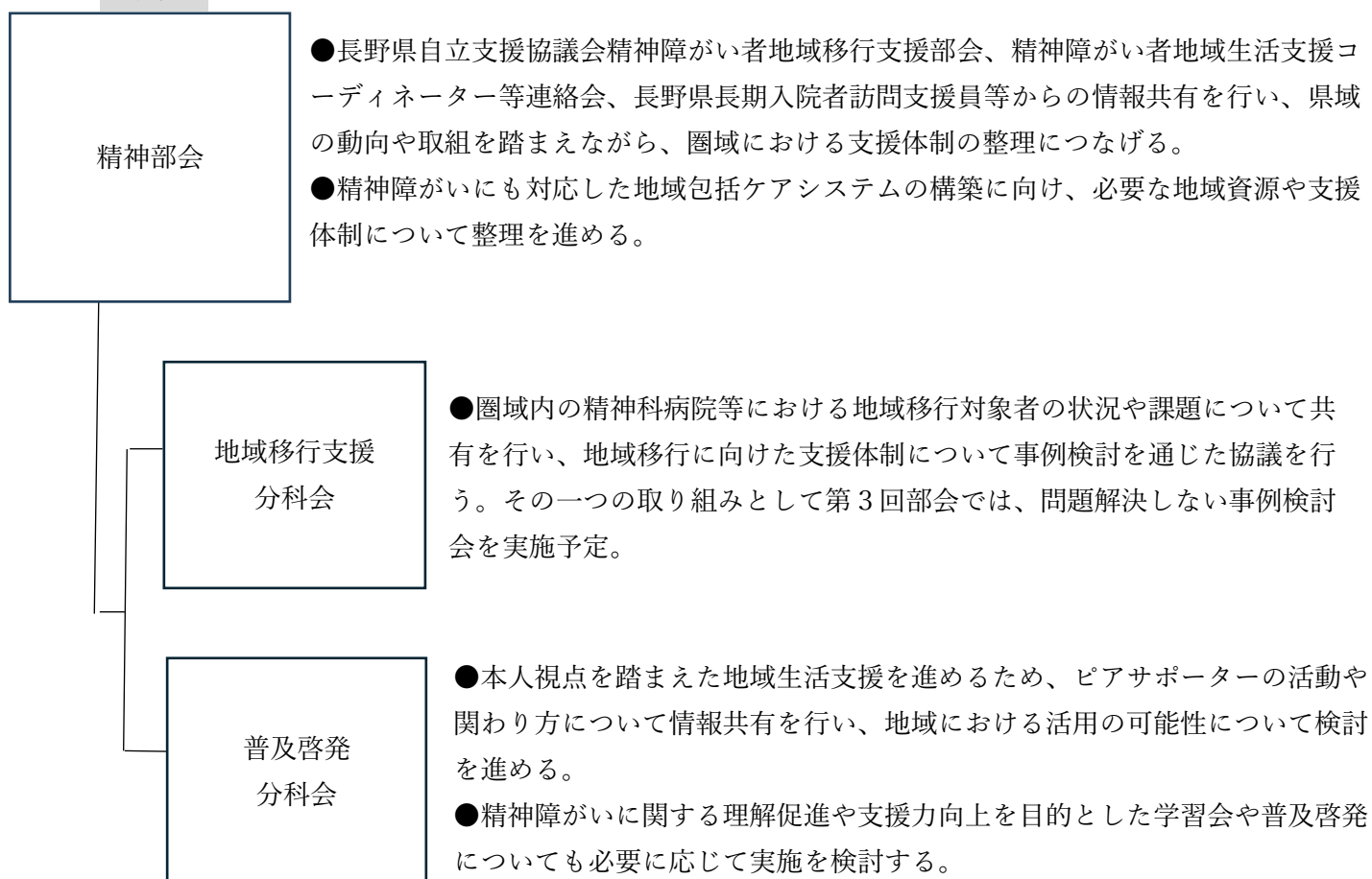
<p>●居宅介護支援 WG</p> <p>中野市社協指定訪問介護事業所</p> <p>飯山市社協ヘルパーステーションゆきつばき</p> <p>山ノ内町社協指定訪問介護事業所</p> <p>木島平村社協指定訪問介護事業所</p> <p>野沢温泉村社協指定訪問介護事業所</p> <p>栄村社協指定訪問介護事業所</p> <p>北信圏域障害者生活支援センター</p> <p>訪問介護たむろ</p>	<p>●生活支援力向上 WG</p> <p>グループホーム青りんご</p> <p>ケアホーム希望</p> <p>のぞみの郷高社</p> <p>NPO ここから</p> <p>常岩の里ながみね</p> <p>一般社団法人きぼう</p> <p>むぎとはな</p> <p>傳習館</p> <p>グループホームびーす</p>
<p>●児童発達支援 NW</p> <p>ながでんハートネット中野ボルカ</p> <p>ながでんハートネットメゾふおるて</p> <p>ひふみ中野たかおか教室</p> <p>ひふみ信州中野教室</p> <p>はんど</p> <p>児童発達支援センターみらいく</p> <p>木の実</p> <p>北信圏域障害者総合相談支援センター</p>	<p>●相談支援専門員 NW</p> <p>ながでんハートネット カラー'S 中野</p> <p>相談支援事業所よろこび</p> <p>中野市障がい児者相談支援事業所ふたば</p> <p>未来工房つむぎ</p> <p>相談支援事業所たむろ</p> <p>児童発達支援センターみらいく</p> <p>北信圏域障害者総合相談支援センター</p>

3、精神部会

目的

精神障がいの方が、住み慣れた地域を拠点とし、ご本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、医療・保健・福祉等で連携して支援が行える体制を構築していく。更に、啓発活動等を行い、安心して暮らし続けていける地域づくりを目指す。

活動状況



精神部会 名簿

機関名	職名	氏名
北信保健福祉事務所福祉課	主任	大川 詩織
北信保健福祉事務所健康づくり支援課	保健師	松澤 和子
北信地域振興局総務管理課	障がい者活躍サポーター	佐々木 二花
中野市福祉課	保健師	小澤 由梨
飯山市保健福祉課	副主幹・保健師	阿部 美枝
山ノ内町健康福祉課	保健師	桜沢 千春
木島平村民生課	保健師	滝沢 未来
野沢温泉村民生課	保健衛生係長	鴨井 美智恵
栄村民生課	健康支援係長・保健師	樋口 祐介
北信総合病院	看護師長	松本 千重
	ソーシャルワーカー	内山 直樹
訪問看護ステーションせせらぎ	所長	馬場 伸子
佐藤病院	ケースワーカー	足立 恒
相談支援事業所よるこび	相談支援専門員	竹内 由香里
りんごの木共同作業所	指導員	堀田 理美子
NPO ここから わっこ	サービス管理責任者	川中 直美
飯山市地域活動支援センター	支援員	佐藤 佳代子
つくの家	職業指導員	常田 真里
クローバー	生活支援員	丸山 聖子
デイホームこころ	直接支援員	湯本 智子
ほくろ圏域就業・生活支援センター	生活支援ワーカー	宮崎 遥奈
北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 (北信圏域障害者総合相談支援センター)		市村 綾子
		滝澤 知紘

4、そだちネットワーク部会

目的

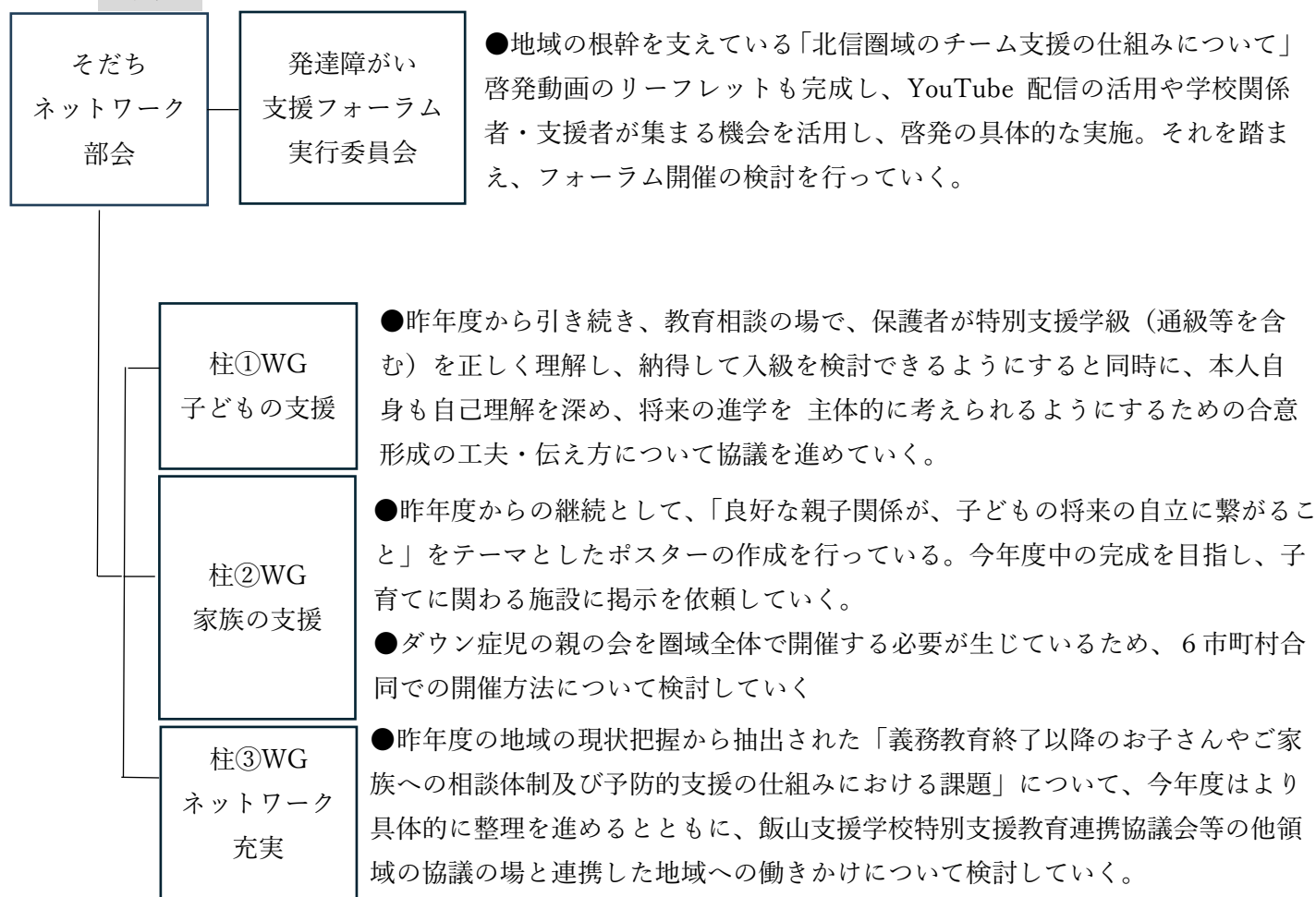
様々な障がいや困り感をもっている子ども及び家族の気持ちに寄り添いながら、子どもや家族を支える地域の関係機関の連携体制を構築していくこと

～3つの基本的柱～

- ①子どもの困り感や特性に合わせた支援
- ②家族の気持ちに寄り添う支援（障がい受容の伴走者であること）
- ③関係機関のネットワーク機能の充実

◆昨年度末に整理した計画を基本としつつ、部会員からの意見および平成28年度以降の取組による地域ネットワークの蓄積、インクルージョンを含めた障がい児支援体制における中核機能の整備などの社会動向、福祉事業所との連携の進展などを踏まえ、より効果的な部会の運営に向け年度途中で部会体制の再編を検討する可能性がある。

活動状況



そだちネットワーク部会 名簿

所属	機関名	職名	氏名
部会長	飯山支援学校	校長	渡邊 和幸
副部会長		教頭	佐々木 務
部会員		総合支援室長・特別支援教育コーディネーター	市川 由紀子
		教育相談	田中 潔
		教育相談	田中 慶子
		巡回相談	三井 和枝
		自立活動主任・摂食Co	伊藤 路代
	北信保健福祉事務所福祉課	主任	山本 しのぶ
	北信保健福祉事務所健康づくり支援課	保健師	青山 智子
	中野市健康づくり課	保健師	風間 梨沙
		保健師	北原 織音
	中野市子ども相談室	室長補佐兼係長	高橋 しのぶ
	中野市教育委員会	教育相談員	丸本 真利子
	飯山市保健福祉課	保健師	花野 優衣
	飯山市教育委員会	教育相談員	大塚 永利子
飯山市子ども育成課	こども家庭支援員	小林 千里	
	家庭児童相談員	日台 智子	
山ノ内町子ども未来課	担当係長	佐怒賀 和美	
	家庭児童相談員	中島 夏世	
	調整幹	田中 浩幸	
	教育指導主事	原 幸子	
木島平村民生課	保健師	高山 美恵	
木島平村教育委員会	家庭児童相談員	湯本 修	
野沢温泉村民生課	保健師	春日 南美	
野沢温泉村教育委員会	家庭児童相談員	山屋 利子	
	教育指導主事	藤村 祥江	
栄村民生課	保健師	広瀬 智佳子	
栄村教育委員会	家庭児童相談員	西山 恵	
児童養護施設いいやま	主任指導員	櫻沢 吉裕	
北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 (北信圏域障害者総合相談支援センター)	主任相談支援専門員	市村 綾子	
	発達障がいサポート・マネージャー	坂爪 麗子	
	療育コーディネーター	邊田 卓馬	
	医療的ケア児等コーディネーター	小野 真奈美	
	療育相談員	町田 梓	

そだちネットワーク部会の今後の運営について(案)

そだちネットワーク部会の目的(H28～)

<目的>

様々な障がいや困り感を持っている子ども及び家族の気持ちに寄り添いながら、子どもや家族を支える地域の関係機関の連携体制を構築していくことを目的とする

<3つの基本的柱>

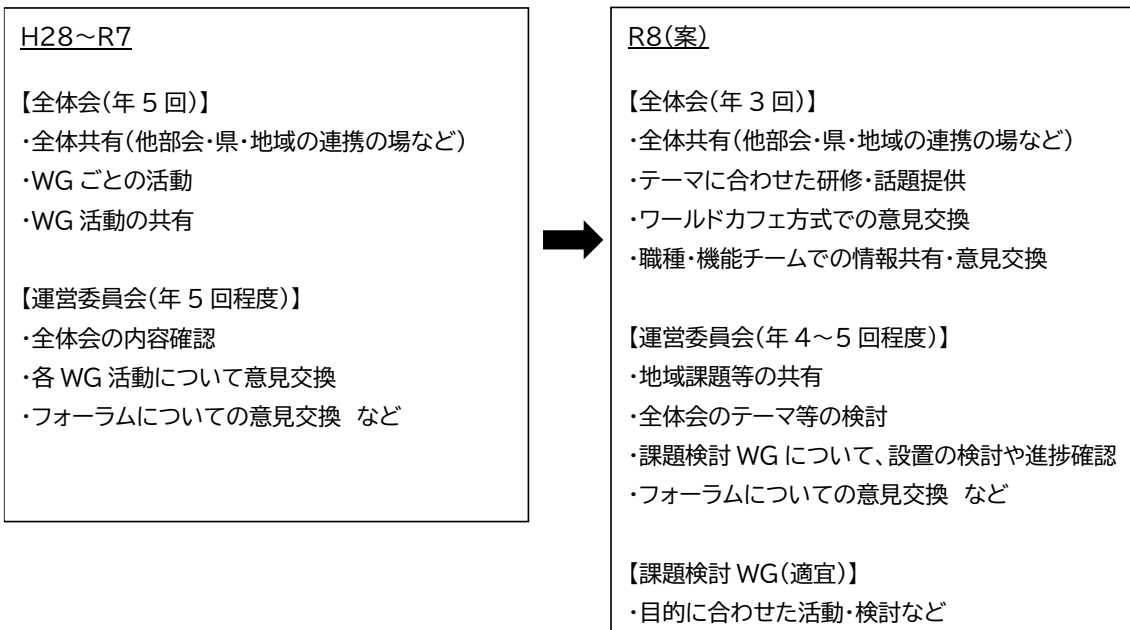
- ① 子どもの困り感や特性に合わせた支援
- ② 家族の気持ちに寄り添う支援(障害受容プロセスの伴走者であること)
- ③ 関係機関のネットワーク機能の充実

【現状と提案】

- ・地域の相談支援を担う支援者のネットワークは充実してきた
- ・子ども支援の体制が整備されてくる中で、各々の役割が明確になってきた
- ・こども家庭センターの整備など、国の指針や制度等も充実してきた
- ・今後はインクルージョンの実現含め、現場レベルでの共通認識やネットワーク充実が重要

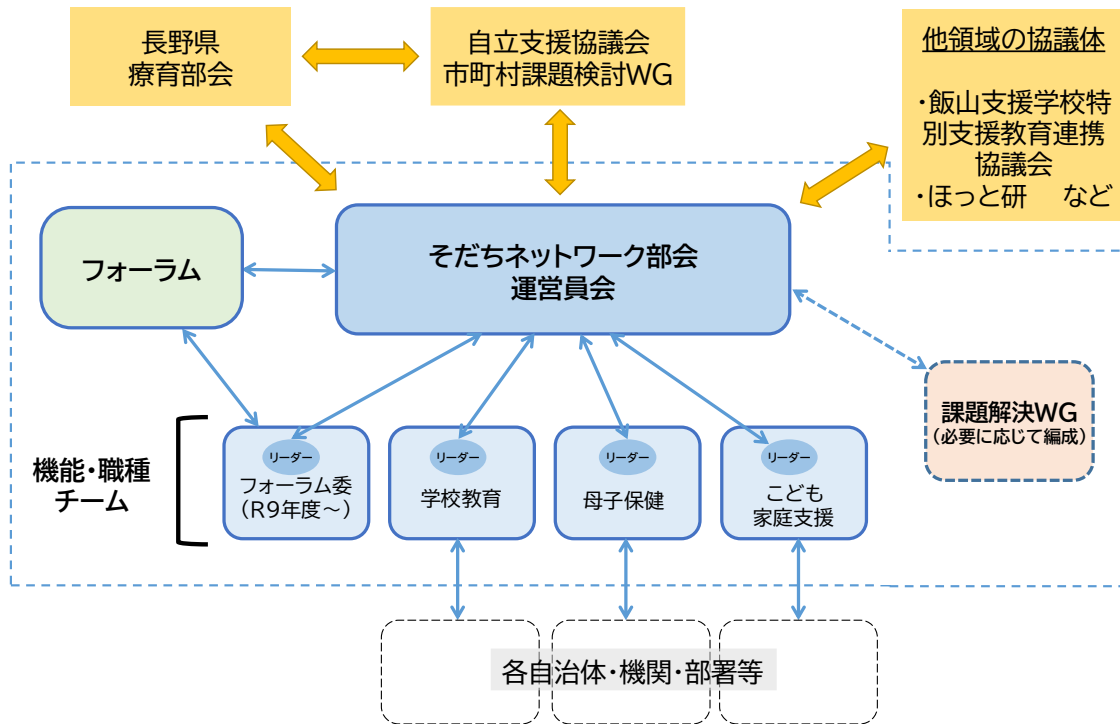
➡ これまでの部会活動を通じて、地域の後方支援を担う関係機関・支援者間における共通認識や連携体制はある程度充実してきた。一方で、今後、インクルージョンの推進や地域全体での支援力向上をさらに進めていくためには、保育・教育・福祉等の現場レベルにおける共通認識の形成や横のネットワーク強化を図っていくことが重要となる。そのため、従来の課題検討中心の部会運営から、先行事例や実践、制度運用の工夫等を地域内で共有・波及させる視点を重視し、地域全体への普及・展開につながる部会活動へと重点を移していくのはどうか

【今年度の部会の活動について(案)】



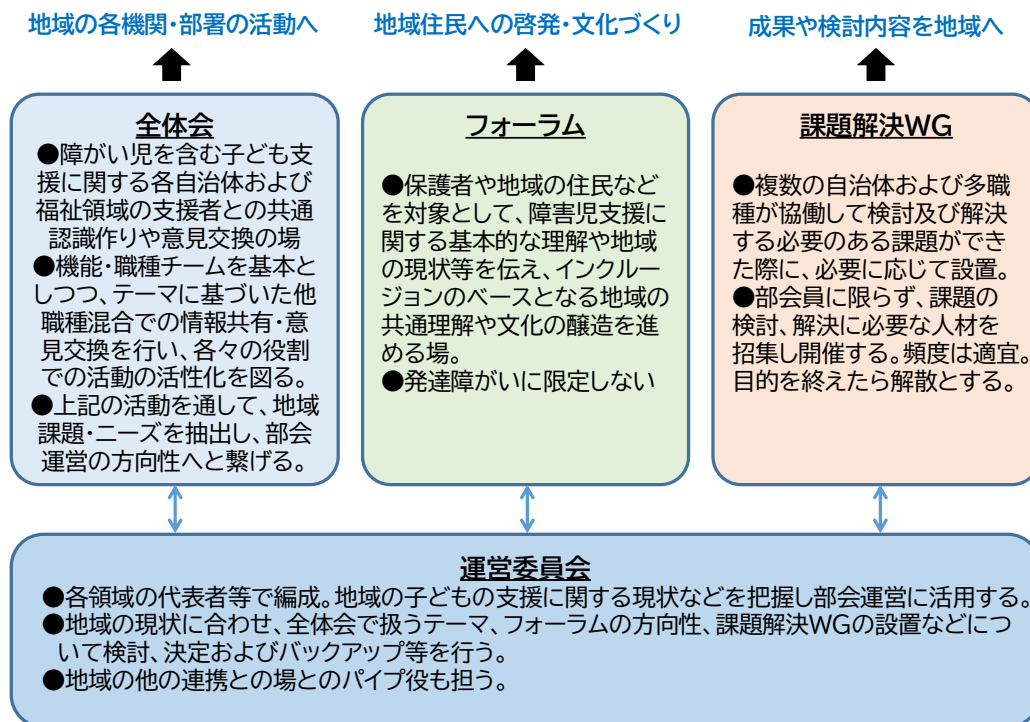
R8年度そだちネットワーク部会の組織について(案)

R8.5.7 そだちネットワーク部会運営委員会後案



R8年度そだちネットワーク部会の活動と機能について(案)

R8.5.7 そだちネットワーク部会運営委員会案

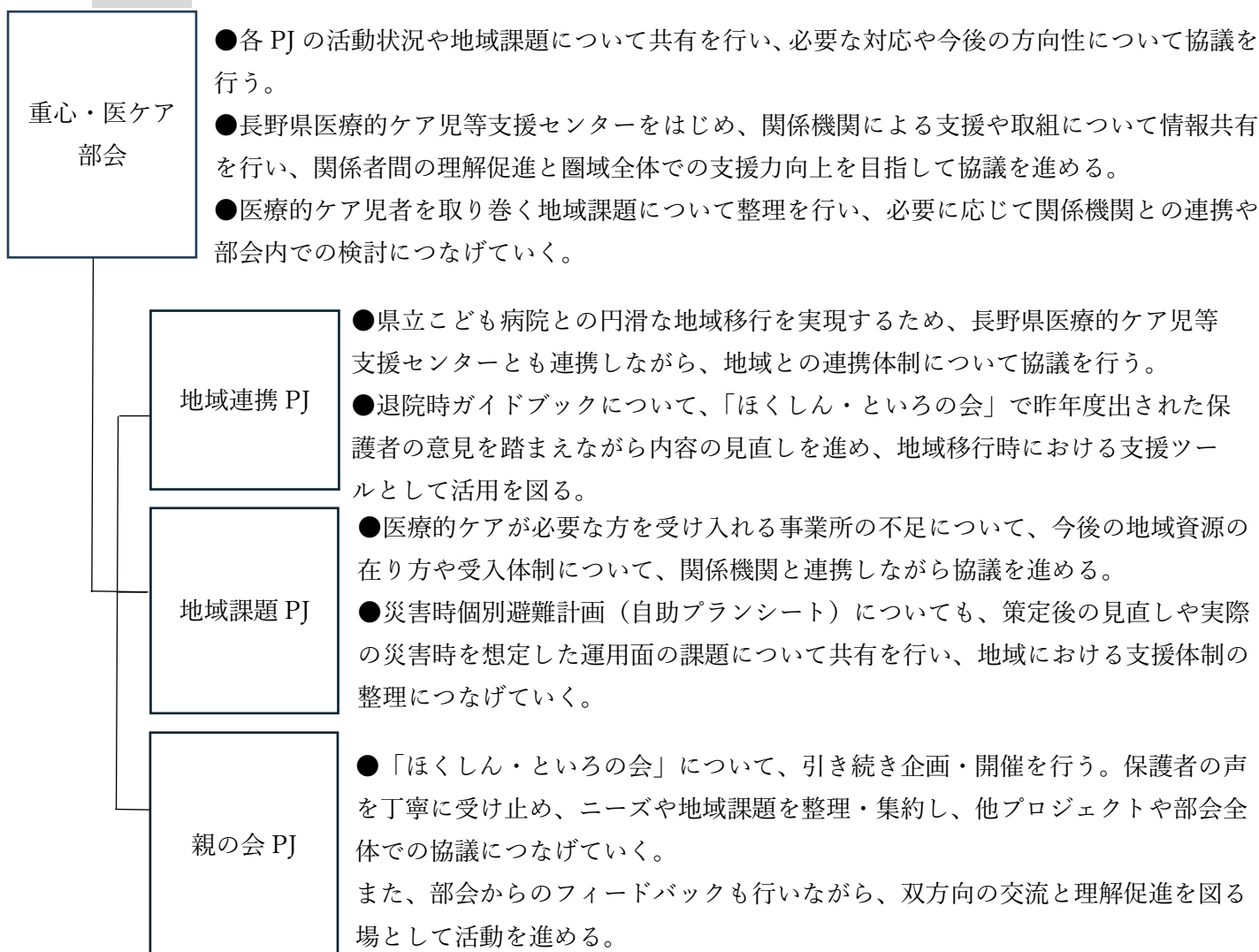


5、重心・医ケア部会

目的

北信圏域に住む医療的ケアが必要な障がい児等とその家族が抱える実態や支援体制の現状と課題を把握し、支援を行う関係機関が連携してその課題解決に取り組むことにより、医療的ケアが必要な障がい児等が地域で安心して暮らしていくことができる体制を構築する。

活動状況



重心・医ケア部会 名簿

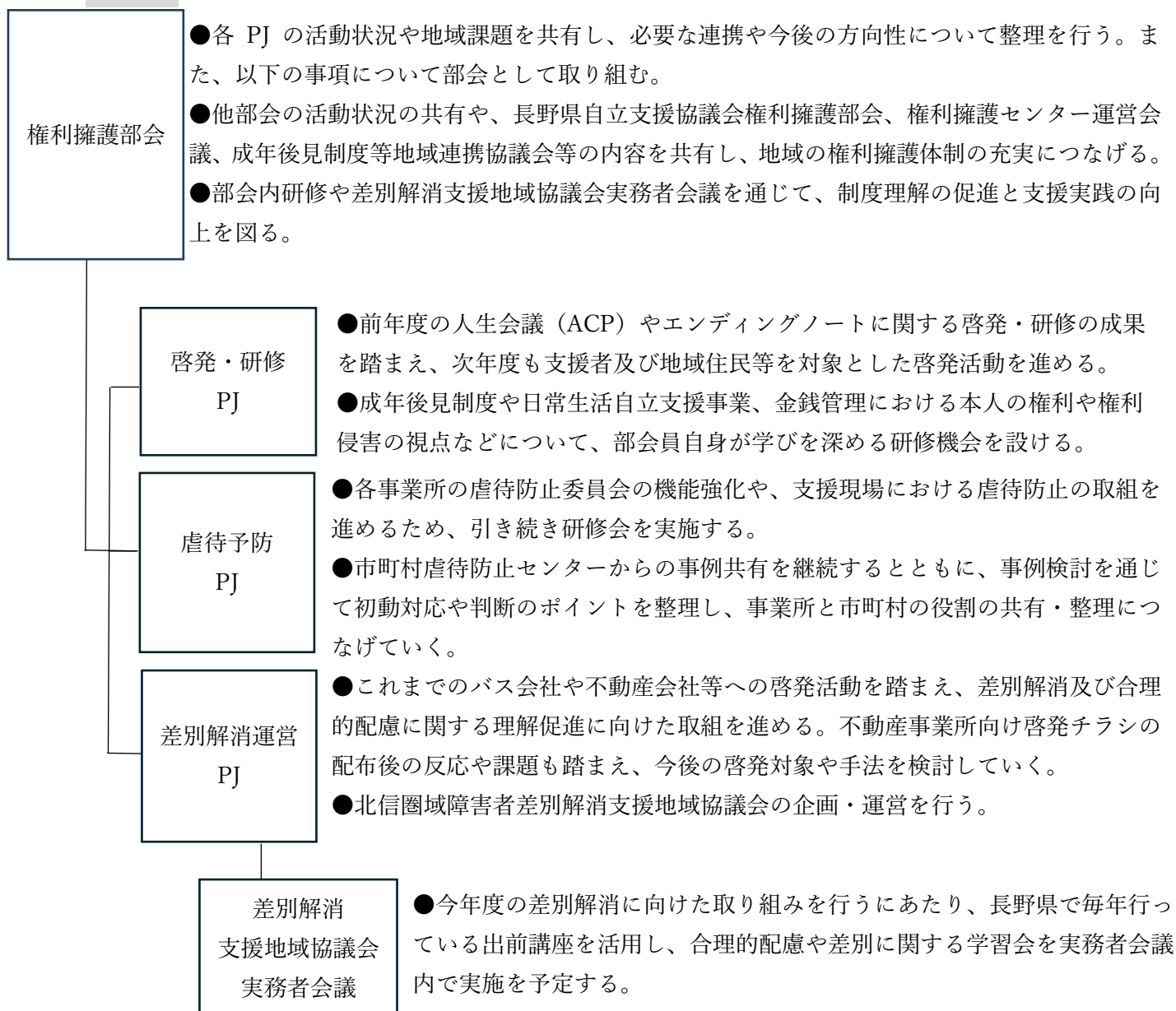
所属	機関名	職名	氏名
アドバイザー	長野県医療的ケア児等支援センター	副センター長	亀井 智泉
		看護師	一ノ瀬 晴香
	北信圏域障害者総合相談支援センター	療育 Co	邊田 卓馬
		医療的ケア児等 Co	小野 真奈美
		医療的ケア児等 Co	樋口 紗耶香
地域連携	JA 長野厚生連北信総合病院	小児科部長	川崎 洋一郎
		MSW	野村 裕子
	訪問看護ステーションなかの	所長	山田 純子
	独立行政法人 東長野病院	療育指導室長	西巻 靖和
	北信保健福祉事務所健康づくり支援課	保健師	中村 衣李
	中野市健康づくり課	保健師	小林 南菜
	飯山市保健福祉課	保健師	花野 優衣
地域課題	特定医療法人 新生病院	看護師	久保 裕樹
	北信保健福祉事務所福祉課	主任	山本 しのぶ
	中野市福祉課	保健師	小澤 由梨
	飯山市保健福祉課	保健師	小林 恵美子
	かすたねっと	児童発達支援管理責任者	野口 果子
	児童発達支援センターみらいく	児童発達支援管理責任者	石川 三千代
	木の実	—	—
	ながでんハートネット カラーS'中野	相談支援専門員	石田 朋海
	相談支援事業所よるこび	相談支援専門員	竹内 みち子
親の会	飯山支援学校	重心・医ケア担当	田畑 朋恵
	中野市子ども相談室	家庭児童相談員	池田 純子
	飯山市社会福祉協議会母子通園訓練施設ゆきんこ園	指導員	金子 香里
	未来工房つむぎ	相談支援専門員	赤塩 紗綾
	児童発達支援センターみらいく	相談支援専門員	近藤 美紀
			市村 綾子
北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 (北信圏域障害者総合相談支援センター)			町田 梓
			滝澤 知紘

6、権利擁護部会

目的

障がい者、高齢者等の権利をどのように支えていくかについて、幅広い観点から関係機関の連携協力体制を強化し、誰もが住みやすい地域づくりを進めることを目的とする。

活動状況



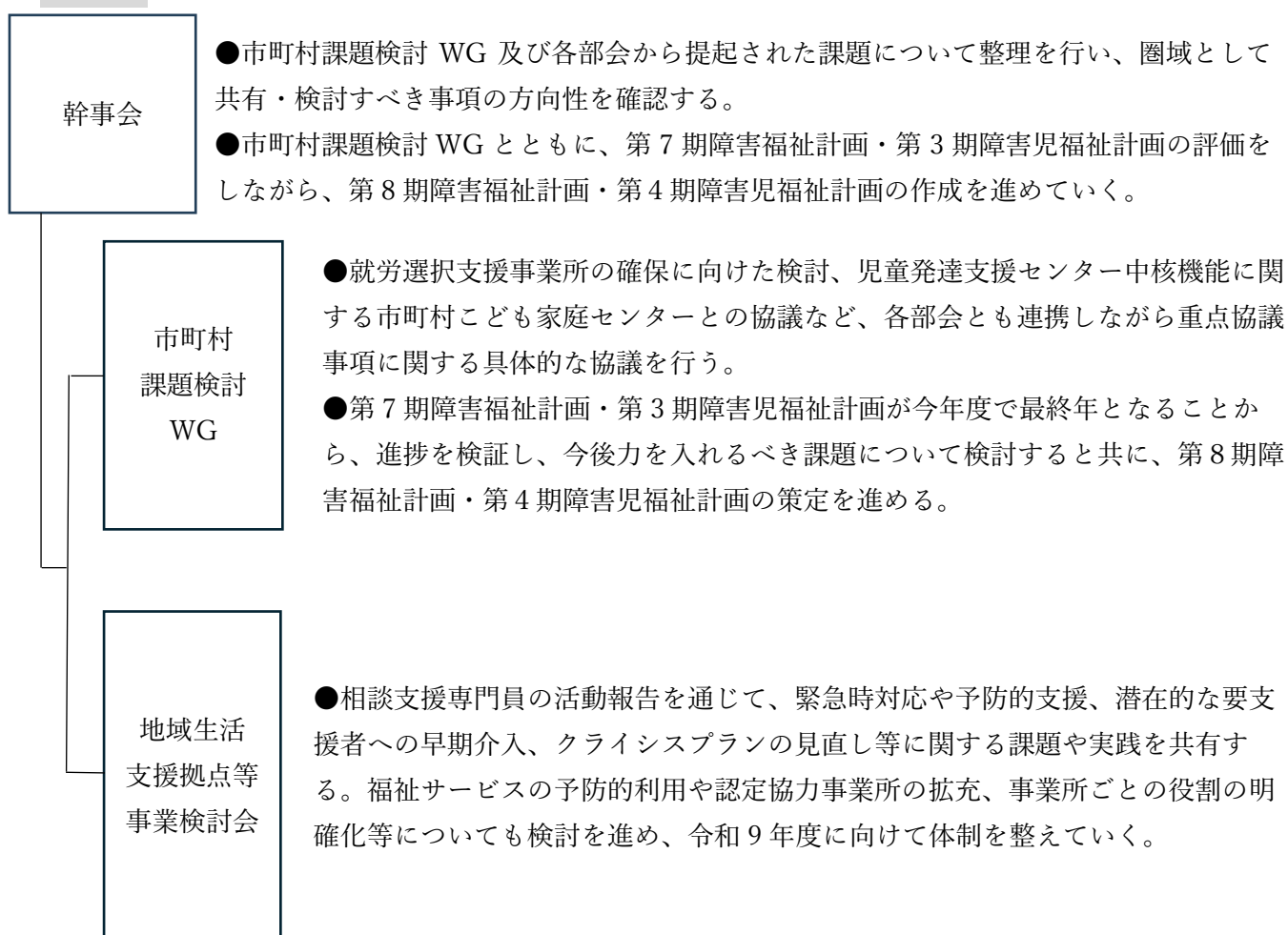
所属	機関名	職名	氏名
啓発・研修	中野市社会福祉協議会	主事補	宮原 佐和
	飯山市社会福祉協議会	地域福祉係長	西川 遼馬
	山ノ内町社会福祉協議会	係長	鈴木 太郎
	木島平村社会福祉協議会	地域福祉部長	大原 真由美
	野沢温泉村社会福祉協議会	福祉活動専門員	桑原 拓也
	栄村社会福祉協議会	主任	廣瀬 純
	リーガルサポートながの	司法書士	竹内 利一
	北信圏域権利擁護センター	相談員	石川 貴浩
虐待予防	北信保健福祉事務所福祉課	主事	佐藤 光
	中野市高齢者支援課	社会福祉士	竹前 順子
	飯山市保健福祉課	主任	金井 隆典
	山ノ内町健康福祉課	主査	湯本 順子
	木島平村地域包括支援センター	主任介護支援専門員	山崎 昭子
	野沢温泉村民生課	保健師	河野 亜紀子
	ひまわり長野	弁護士	青木 恵里子
	常岩の里ながみね	生活支援員	芳川 侑華
	のぞみの郷高社	生活支援員	佐々木 信行
	〃	生活支援員	小野沢 亜希子
	未来工房つむぎ	相談支援専門員	門脇 真粧美
差別解消運営	中野市福祉課	社会福祉士	篠原 和馬
	飯山市地域包括支援センター	社会福祉士	古澤 いずみ
	山ノ内町健康福祉課	主任	北原 麻貴
	木島平村民生課	主任	仲山 義敬
	野沢温泉村民生課	主事	松澤 康佑
	栄村民生課	社会福祉士	藤木 身和子
	ばあとなあながの	社会福祉士	鈴木 靖史
	〃	社会福祉士	山本 杉樹
クローバー	代表社員	小橋 祐樹	
北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 (北信圏域障害者総合相談支援センター)			市村 綾子
			高山 美和子
			滝澤 知紘

7. 幹事会

目的

北信圏域の障がい者福祉の現状と課題を踏まえながら、地域に必要とされる取り組みや施策の実現に向けて、さまざまな検討協議を行う。また、協議会が円滑かつ効果的に機能するための検討協議を行う事を目的とする。

活動状況



幹事会 名簿

所 属 名	職 名	氏 名	備考
北信保健福祉事務所福祉課	福祉課長	北村 英明	
	福祉係長	佐藤 健	
中野市福祉課	福祉課長	江本 一視	
	障がい福祉係長	武田 隆子	
	保健師	外山 さつき	WGのみ
飯山市保健福祉課	保健福祉課長	山崎 文英	
	障がい福祉係長	小野沢 崇	
山ノ内町健康福祉課	健康福祉課長	小林 佳代子	
	福祉係長	養田 武	
木島平村民生課	民生課長	小松 宏和	
	健康福祉係長	祢津 健彦	
	主任	仲山 義敬	WGのみ
野沢温泉村民生課	民生課長	富井 佳浩	
	福祉係長	野中 千晴	
	主事	松澤 康佑	WGのみ
栄村民生課	民生課長	福原 加代子	
	健康支援係長	樋口 祐介	
カラー`S 中野	主任相談支援専門員	富井 由美	WGのみ
相談支事業所よろこび	主任相談支援専門員	竹内 由香里	WGのみ
未来工房つむぎ	主任相談支援専門員	門脇 真粧美	WGのみ
北信地域障がい福祉自立支援協議会事務局 (北信圏域障害者総合相談支援センター)		市村 綾子	
		湯本 精一	
		邊田 卓馬	
		滝澤 知紘	

長野県自立支援協議会設置要綱

令和2年9月1日2障第453号

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号。以下「条例」という。）第2条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、長野県に居住する障がいのある方の福祉、医療、保健、就労等に関する各種サービスの総合的な調整及び推進を図り、相談支援事業をはじめとした県全体のシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場とする。

(任務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域自立支援協議会の相談支援体制についての状況把握・評価及びバックアップと、整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の研修のあり方及び人材育成に関すること
- (3) 専門的分野における支援方策や普及に関すること
- (4) 県全域における課題の抽出、検討、施策化に関すること
- (5) 広域的、専門的相談支援の調整に関すること
- (6) 県障害福祉計画の作成・具体化に関すること
- (7) その他障がい福祉の推進に向けて必要な事項に関すること

(委員)

第4条 委員の構成について、条例第3条別表第3欄により、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命する。

- (1) 障がい当事者
- (2) 各圏域地域自立支援協議会代表者
- (3) その他協議会の目的のため必要な者

(再任)

第5条 委員の再任は、妨げない。

(運営委員会)

第6条 協議会には、業務を円滑に行うため運営委員会を置く。

- 2 運営委員は、協議会において選出された者とする。
- 3 運営委員は、協議会の企画、運営、各種会議間の調整などの実務にあたる。
- 4 運営委員の互選により運営委員長を選出する。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会には、障がい者の自立支援に関する細部の専門事項について協議するために専門部会を置くことができる。

- 2 各専門部会長は、協議会において選出された者とする。
- 3 各専門部会の委員は、運営委員と協議の上、部会長が指名する。
- 4 専門部会は、部会長が招集する。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会には、障がい福祉の推進のため、必要に応じて調査、研究等を行うワーキングチームを置くことができる。

(各種会議)

第9条 協議会は、本要綱第5条から第7条に規定するほか、本要綱第3条の各号について協議するための各種会議を必要に応じて開催することができる。

(幹事)

第10条 協議会の幹事は、健康福祉部障がい者支援課及び関係行政機関とする。幹事は協議会の所掌事務について委員等を補佐する。

(補則)

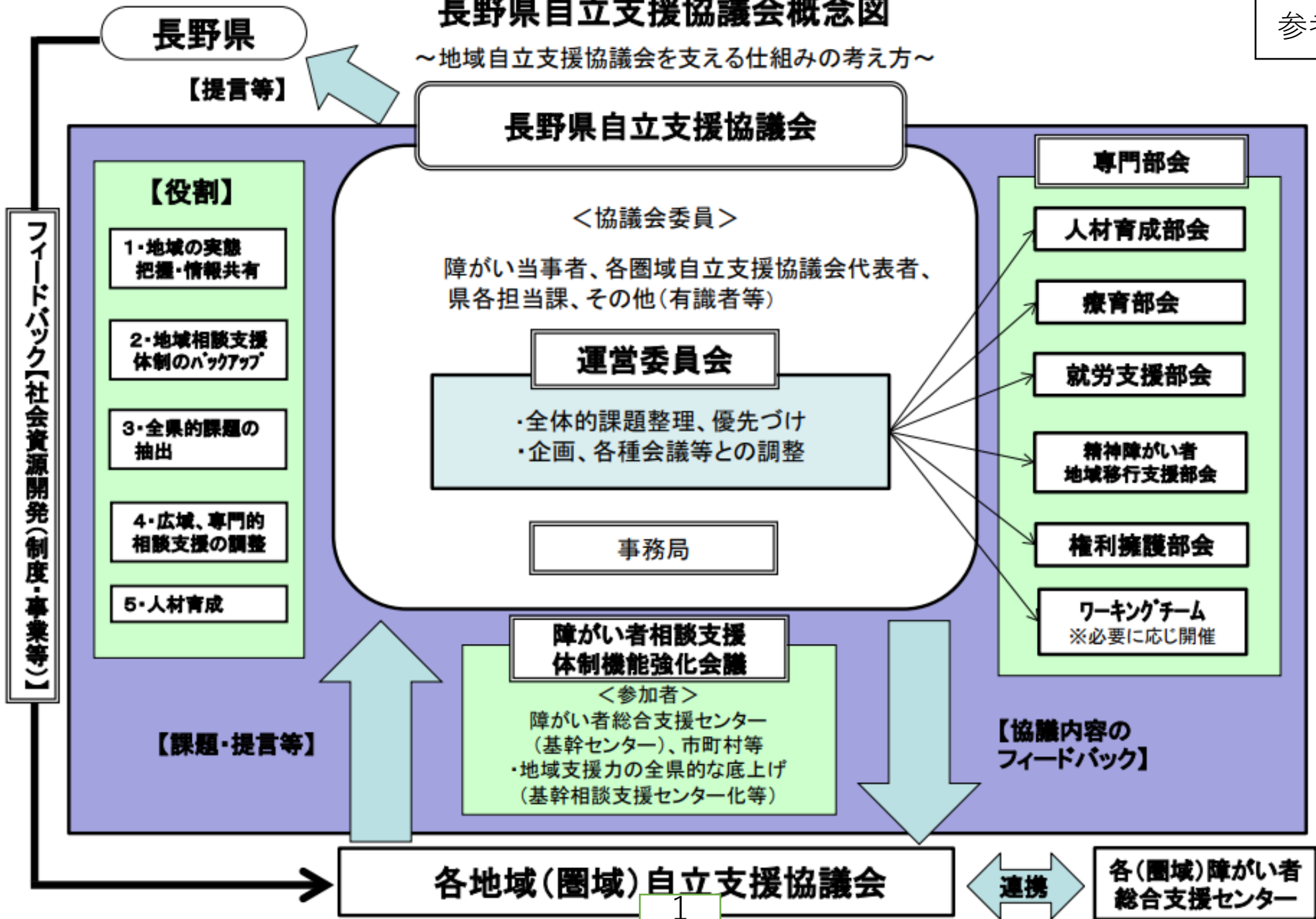
第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年9月1日から施行する。

長野県自立支援協議会概念図

～地域自立支援協議会を支える仕組みの考え方～



北信圏域障害者差別解消支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた差別解消の取り組みを推進するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号。以下「法」という。)の規定に基づき、北信地域の障害者差別を解消するために関係者が話し合う場を作り、障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりのため、北信圏域障害者差別解消支援地域協議会(以下「差別解消協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 差別解消協議会は法第18条1項の規定に基づき、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者差別に関する事案や取組の共有・分析に関すること
- (2) 障害者差別解消のための広報・啓発活動に関すること
- (3) 障害者差別解消のための研修に関すること
- (4) その他、障害者差別解消に関し必要な事項

(構成員等)

第3条 差別解消協議会の構成員は北信地域障がい福祉自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)設置要綱別表1に掲げる自立支援協議会の構成員が差別解消協議会の構成員を兼ねる。

(会長および副会長)

第4条 自立支援協議会の会長、副会長が、差別解消協議会の会長、副会長を兼ねるものとする。

- 2 会長は、差別解消協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長が会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(会議)

第5条 差別解消協議会は会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(実務者会議)

第6条 障害を理由とする差別の解消に向けた連携協力体制の課題等の調査検討を行うため、自立支援協議会の権利擁護部会の中に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議の会長は自立支援協議会副会長とする。

(守秘義務)

第7条 差別解消協議会及び実務者会議を構成する各機関及び団体は、正当な理由なく差別解消協議会及び実務者会議の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 差別解消協議会の事務局は北信圏域障害者総合相談支援センターに置く。

(その他)

第9条 前各条に定めるもののほか、差別解消協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、差別解消協議会において別途定める。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。